

# ウクライナ侵攻の試練と国連システムの強化 － 経済・社会・環境を含む包摂的な安全保障 の観点から

猪又忠徳

日本国際連合学会理事

2022年日本国際連合学会研究大会  
6月11日11:45～13:30 《パネルディスカッション》

# プレゼンテーションの目的

- ウクライナ侵攻から生じる事態を
  - ▶ 国際の平和と安全の維持体制の破綻だけでなく、
  - ▶ 経済・社会・環境の次元に亘り連鎖的かつ複合的に人々の安心・安全をも破壊するものと捉え、
- このグローバルかつシステムミックな危機に対処する国連システムのあり方やガヴァナンスの制度設計について問題提起。

# 1. 基本的認識

- この侵略は、広範な人道的危機及び核兵器を含む大量破壊兵器使用リスクの顕在化と国際の平和・安全体制の破綻にとどまらない。
- この侵略が国際社会にもたらした危機は、グローバルかつシステムックである。
- その中で、国連システムがグローバルガバナンスにどのような触媒的機能を果たしうるか、その限界や存在意義及び具体的課題は何かを問わねばならない。

## 2. 侵略の帰結

- ロシアの「特別軍事作戦」は、国連憲章の違反。その結果は、平和の破壊や侵略から生じる安全保障上の事態を越えて、**憲章の定める目的と原則への違反を含む一般的福祉及び国家間の友好関係を害する広範な事態。**
- 明らかになったこと：
  - 平和のカルチャーの未定着
  - 国際社会の共感と連帯—気候危機やコロナパンデミック対応の共通経験の忘却
  - 世界の安全保障体制の動揺：常任理事国による憲章違反の行動に対する安全保障理事会の無力、核戦争の脅威の拡大
  - 国際法秩序の浸蝕
  - 紛争の長期化と人道的惨状の継続

## ○ 紛争の影響の多分野にわたる横断的連鎖

「世界はCOVID-19のパンデミックから回復しつつあるが、気候緊急事態の影響の増大に直面している状況で、ウクライナでの戦争を含む紛争によって、世界のサプライチェーンが混乱し、インフレが引き起され、食料安全保障が脅かされ、世界で最も災害が発生しやすい地域に住む人々の脆弱性はさらに深まっている」\*

- 各国における防衛体制の強化と地域安集団安全システムへの傾斜
- 富国強兵主義への回帰、自国優先の経済・社会的安全保障意識の鼓舞、排外的メディア情報、インフォデミックの氾濫
- 国際取引の制限による紛争当事国のみならず、開発途上国を含め世界全体の経済成長の減速、COVID-19 による停滞への拍車。
- 食糧及びエネルギー供給の逼迫
- 気候変動対策の頓挫
- 貧困の拡大と脆弱国等の諸国家内及び国家間の不平等・差別の構造化

\* 2022年5月インドネシアでのUNDRR（国連防災機構）の世界防災プラットフォーム 会議GP2022 共同議長声明

### 3. 国連の欠陥

- 普遍的正義をめぐる紛争の処理方法の欠如
- 国連システム活動のサイロ化 経済・社会・環境のSDGs3次元と安全保障の次元を統合するガバナンスの未確立
- ブレトンウッズ諸機関の本来機能の回復の必要  
人々の生命と暮らしの安全を通じて、universalな平和の構築に貢献する必要
- 規範形成における非国家主体の役割の軽視 ex., 特に安全保障分野で顕著
  - ✓ 核軍縮/NPT、
  - ✓ ITC・AI規範形成、ドローン規制、
  - ✓ LAWS,
  - ✓ 核物質防護や核テロ防止の条約やジュネーヴ条約核施設攻撃禁止条項の不備（軍隊への不適用、使用済み燃料貯蔵及び再処理施設の除外）。

## 4. 国連システム改革の方向 (1)

### (1) 紛争の解決への国連総会の機能の活用

安全保障理事会が紛争の解決に対し機能しない状態においては、国連総会の平和と安全の維持機能を活用

(イ) 国連憲章違反の事態への対処 ▶憲章第14条 それへの対応は総会の権限

(ロ) 国際の平和及び安全の維持問題の処理 ▶憲章第11条 1～2項

(ハ) 平和のための結集 第6章下の強制力を伴わない措置（スエズ動乱時のUNEFI派遣等）は有効

総会が憲章第14条の平和的調整と憲章第11条1項—2項の平和と安全原則の審議又は討議に基づく措置の勧告権限と平和の結集決議とを効果的に組み合わせることによって、グローバルガヴァナンスの触媒機能を強化することを期待。

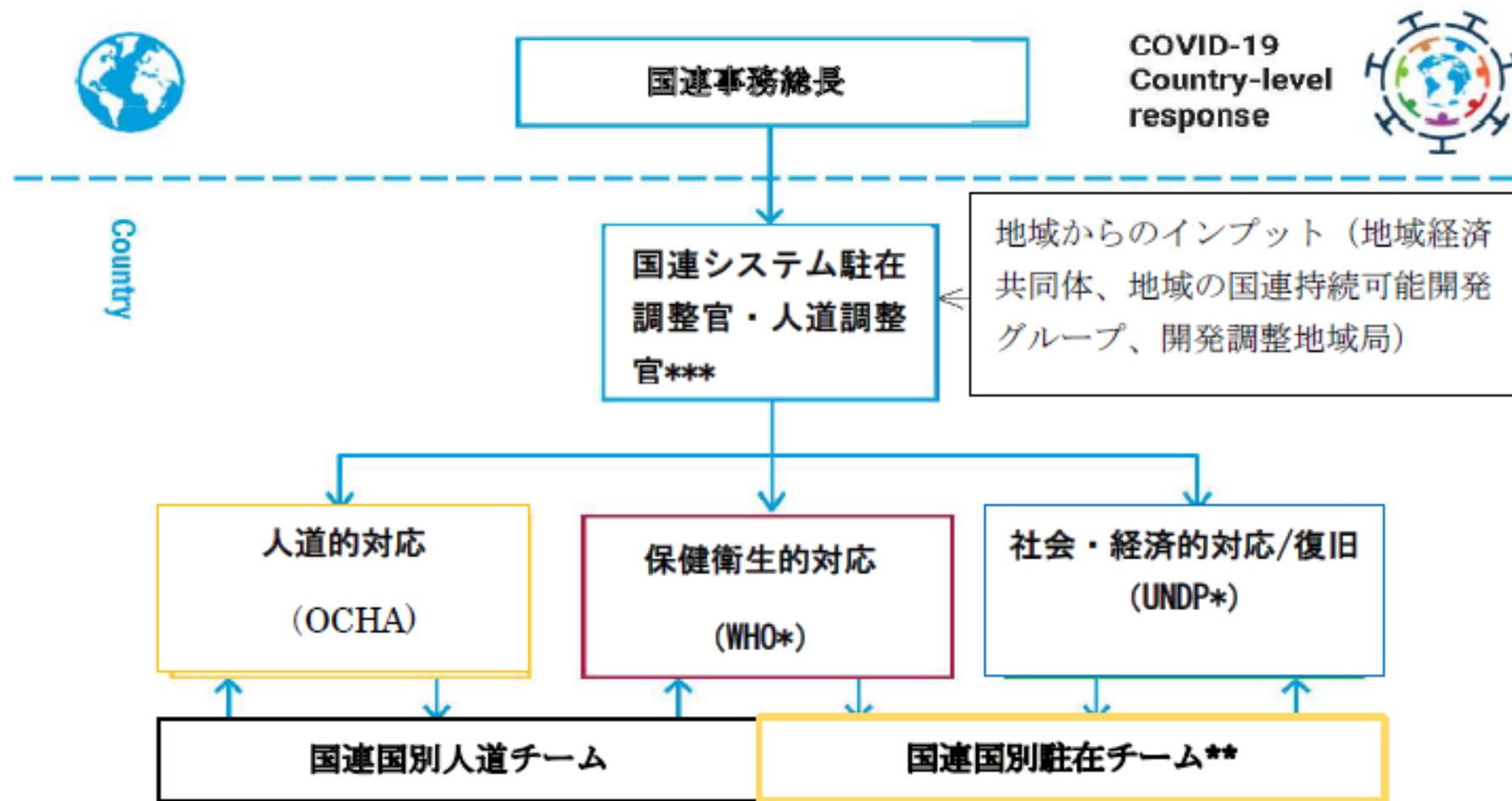
## 4. 国連システム改革の方向 (2)

### (2) 国連のシステムワイドなガバナンスの構築

現下の事態は、憲章第14条に規定される国際連合の目的及び原則を定める憲章の規定の違反から生ずる事態を含む一般的福祉又は諸国間の友好関係を害する虞があると認められる事態。総会は、これを**平和的に調整するための措置**を勧告する上で、経済・社会・環境にわたる国連システムの全機構を動員し、かかる調整にあたること。

ブレトンウッズ諸機関を含む国連システムの本来機能の回復を図るべく、国連システムを中心とする**紛争と災害の予防と復興のための包括的かつ包摂的なグローバルガバナンスの枠組みを構築**:その任務は、

- ✓ 平和の文化の世界大の浸透
- ✓ グローバルなレベルの規範形成
- ✓ United Nations Country Team (UNCT) (次スライド、COVID-19の例参照) の統括下で、非政府間組織を含むステークホルダーを包摂する持続的な紛争予防・平和構築・復興促進支援の戦略的計画を実施←世銀等IFI s、人道支援諸組織、各国ドナー機関参加
- ✓ ブレトンウッズ諸機関はVETOからフリー、「国連システム」及び国際金融制度の脊柱、その民間業界やNPOsへの影響力と連携能力とのシナジー強化。



\* 当該対応事項の技術的主管

\*\* その事務所所在地が当該国の域外にあるものも含む。

\*\*\* 29 か国における国連システム駐在調整官は、緊急援助調整官（ERC (Emergency Relief Coordinator)）に任命された人道調整官を兼務。

出典： UN(2021) A/76/75\_E/2021/57, P.11

## 5. 現下のウクライナ紛争への対応策

両国が原則的対立を続ける限り紛争の長期化は、必至。この紛争の世界への悪影響の連鎖的波及の封じ込めが、急務。また、ロシア軍がウクライナにいる限り、人道的惨状はやむことはない。いま必要なのは、この紛争をin-situ に止め置くことである。

### 人道活動保護ミッションの展開

難民及び被強制移動者及び文民の保護のための「人道・公平・中立・独立」の4原則に則った組織だった、システムワイドな人道支援活動の強力な展開とその安全の保護。

このため、UNRFIの派遣を行った**平和の結集決議手続を援用**して、局外国、例えば、インド、パキスタン、フィジー、バングラデッシュ、ジョルダン等のPKO隊員派遣国からの部隊からなる**UN Protection Force in Ukraine**を展開する。

その任務は、局地的停戦の実現のための仲介、その停戦監視、人道支援のコンヴォイの保護、安全地帯の設定・管理、地雷の撤去、武器搬入の規制並びに緊急食糧搬入・搬出のための掃海等である。

以上